

(案)

※資料中の赤字部分は、

- ・先日の骨子案からご意見を反映させた箇所
- ・令和4年度分のUME CO第三者評価後に追記する箇所
となっています。

小田原市市民活動推進委員会 第10期委員会報告書

小田原市市民活動推進委員会

令和5年6月

目 次

はじめに	1
I . 質問事項 市民活動団体の多様な主体との連携の促進について	2
答申書	3
資料 1 小田原市市民活動応援補助金交付事業等に関する調査票	11
資料 2 小田原市市民活動応援補助金交付事業等に関する調査結果	13
資料 3 事例研究	18
II . その他の検討事項	24
おわりに	25
資料編	27
審議の経過	36
小田原市民活動推進委員会	38

はじめに

小田原市市民活動推進委員会第10期委員会の報告書をここに提出する。

小田原市市民活動推進委員会（以下、「委員会」とする）は、平成15年7月1日に施行された小田原市市民活動推進条例第13条に基づき、市長の附属機関として設置され、以来20年が経過した。過去の委員会においては小田原市の市民活動をめぐる現状を踏まえて様々な議論が行われ、「小田原市市民活動応援補助金」や「提案型協働事業」などの新たな制度設計及びその見直しのほか、「おだわら市民交流センターUME CO（以下、「UME CO」とする）」の開設に向けた検討や、開設後は円滑な運営のための意見具申及び運営評価等を行ってきた。

本報告書では、第10期委員会における諮問事項への答申と、その他の検討事項について記す。

諮問事項「市民活動団体の多様な主体との連携の促進について」は、様々な立場の委員等からの意見や支援制度を活用した市民活動団体へのアンケート結果等を踏まえ、議論した結果について答申する。

その他の検討事項では、委員会において実施したUME COの第三者評価等を踏まえ中間支援組織※に期待される役割や、市民活動応援補助金の運営面等について検討した。

第10期委員会では、これらのテーマについて議論を重ね、答申書の作成や制度運用に係る提案等に係る検討を行ったので、その結果を報告する。

※中間支援組織については、様々な捉え方があり、必ずしも明確に規定された定義があるわけではないが、

委員会では、平成25年12月答申「小田原市における中間支援組織のあり方について」により、「地域社会と様々な活動の主体（市民・市民活動団体・自治会・行政・社協・事業者等）の変化やニーズを把握し、人材・情報・資金などの資源と様々な活動の主体を結び付けたり、新たな活動の創出を支援する、広い意味で需要と供給をコーディネートする組織」と定義している。

I. 質問事項 市民活動団体の多様な主体との連携の促進について

次のとおり市長から質問を受け、調査・審議を行い、次頁以降の答申書をまとめた。

質問内容

本市では、「世界が憧れるまち“小田原”」を目指して、第5次小田原市総合計画「おだわらT R Y プラン」の計画期間を1年前倒しし、現在、令和4年度から開始する新たな総合計画の策定作業を行っているところですが、今後も引き続き、市民の力をまちづくりに生かすために、市民活動を推進していく考えです。

そのためには、第9期市民活動推進委員会答申において求められたように、市及びおだわら市民交流センターUME COによる市民活動団体への幅広い支援を継続するとともに、社会状況の変化を捉えながら、支援のあり方を検討する必要があります。

また、昨今では、SDGsのような社会規範や価値観を背景として、市民活動団体に加え、企業、学校、自治会等を中心とする多様な主体の活動や、若者や女性といった層の参加が期待されており、市民活動の場で新たな連携が広がれば、地域課題の解決が促進される可能性があります。

そこで、市民活動団体への各種支援や多様な主体のネットワークづくりといった視点から、既存の制度に関する検討も含め、市民活動団体の多様な主体との連携の促進について意見を求めるものです。

市民活動団体の多様な主体との連携の促進について

答申書

小田原市市民活動推進委員会

令和5年6月

はじめに

第10期の小田原市市民活動推進委員会（以下、「委員会」とする）では、「市民活動団体の多様な主体との連携の促進について」の諮問を受けた。

市民活動団体と他主体との連携という観点では、過去の委員会において、特に地域や行政との連携が重要との認識から、継続的に関係強化に向けての研究、提言を行ってきた。また、市民活動団体が近年のコロナ禍で対面での活動自粛を余儀なくされ、活動を縮小している傾向が明らかになった。

そのため前期委員会では、市民活動の活性化には既存の枠を超えた連携が必要と考え、市民活動応援補助金において「市民活動団体が他の事業者、地域コミュニティ組織等と協働で事業を行う」コースを創設すること等を提案した。

このような背景から、今期においては、「市民活動団体と多様な主体との連携による社会貢献の事例を増やすこと、規模や形態を問わず様々な連携が行われ好事例が広く共有されること」を目標として設定し、過去の提言も踏まえ、必要な施策を検討することとした。

「協働事業のガイドラインの改定」と「市民活動支援制度の拡充」という2つの施策を中心に検討を行い、市民活動団体の多様な主体との連携の促進についての提言をまとめたので、ここに答申を提出する。

1 協働事業のガイドラインの改定

(1) 検討の経緯

協働事業のガイドラインは平成25年4月の策定から10年以上が経過しているが、これまで提案型協働事業を始めとする様々な協働が行われており、その実例の積み重ねからうかがえた傾向や今後の方向性を踏まえて更新することで、市民活動団体と行政が協働しようとするときによりスムーズに事業を実施できるようになることが期待できた。また、現行のガイドラインは市民活動団体と行政の協働に主眼を置いたものであることから、行政以外の主体との協働に係る考え方や手法を追加することで、市民活動の場を新たに多様な主体間の連携の場とし、地域課題の解決を促進することができると考えた。

検討にあたっては、委員会における「公募委員」「市民活動に関する知識・経験等を有する者」「事業者」の選出区分の委員や関係者、中間支援組織であるおだわら市民交流センターUME CO（以下、「UME CO」とする）から意見及び事例を聴取し、市民活動団体、地域、事業者、行政、新たに活動を始める若者など、それぞれの立場で培った協働のエッセンスを集約した上で、委員会における議論を通じガイドラインを再構成し、別添のとおりまとめた。

(2) 改定版の概要

改定したガイドラインでは、市民活動団体と行政にとどまらないより多くの市民に対し協働の重要性を伝えられるよう、まずはそのメリットが目に留まりやすい構成へと大幅に見直した。

さらに、多くの協働事例を収集して資料編に収録するとともに、本文中に事例を紹介したり、主体ごとの留意事項等を示す様々なコラムを配置したりすることで、大筋はシンプルな章立てとしつつ、多様な主体や活動を始めたい若者にとって役立つ情報を、それぞれの読者が選択して読み取ることができるよう工夫を施した。

ガイドラインの構成については次頁に示すとおりであり、本編は「1 協働を知ろう」「2 事業の検討」「3 協働の準備」「4 協働の実施」として、協働のメリットを示した上で、実際に事業を計画、実施する流れに沿ってポイント等を解説している。また、資料編では、

「協働事例集」「協働・市民活動サポート情報」をまとめ、読者が必要な情報を得やすいように努めた。

【改定後のガイドラインの構成】

はじめに

1 協働を知ろう

- (1) 協働のメリット
- (2) 各主体の特性

2-A 事業の検討

- (1) 事業の目的を設定する
- (2) 事業概要を検討する
- (3) 単独での実施を確認する
- (4) 協働への適性をチェックする

2-B 事業の検討（事業者の方向け）

3 協働の準備

- (1) 協働相手をイメージする
- (2) 協働相手を探す
- (3) 協働相手と調整する
- (4) 役割分担を相談する
- (5) 協働のバリエーションを選択する
- (6) 評価方法を決めておく
- (7) 協働を正式に決定する

4 協働の実施

- (1) 実施時に気を付ける
- (2) 成果を確認する
- (3) 成果を周知する
- (4) 振り返りを今後につなげる

資料1 協働事例集

資料2 協働・市民活動サポート情報

2 市民活動支援制度の拡充

(1) 検討の経緯

市では、現在市民活動団体が利用できる主な支援制度として、市民活動応援補助金と提案型協働事業を運用している。

このうち提案型協働事業については、市民活動団体が自由に企画提案を行う市民提案型協働事業と、行政の課題感を表す「事業テーマ」に基づき市民活動団体が企画提案を行う行政提案型協働事業に分けられる。

また、市民活動応援補助金については、現行では市民活動団体が単独で実施する事業のみを対象にしており、さらにより多くの市民に事業の効果が広がることが望ましいことから、基本的には事業の実施範囲が特定の地域に限定されないように推奨している。

昨今のコロナ禍により、担い手不足、活動の場の減少等、市民活動団体を取り巻く課題が改めて浮き彫りになった。一方で、SDGsの考え方方が社会に浸透したこと等により、多くの事業者がCSR・CSV[※]に積極的に取り組もうとしている。

※CSR…Corporate Social Responsibility=企業の社会的責任

CSV…Creating Shared Value=共通価値の創造

このような中で、時勢に即したより効果の高い支援制度を目指すべく、補助金の交付を受けた市民活動団体の活動や他主体との連携の現状を把握するとともに、団体の自立につながっているか、交付後にどのような支援が必要かを検討する材料とするため、次のとおりアンケート調査を行った。

調査対象 平成29年度から令和3年度の交付団体30団体

調査期間 令和4年3月22日～4月15日

調査票 資料1のとおり

回答者数 25団体

回収率 83.3%

集計結果 資料2のとおり

集計結果からは、多くの交付団体が事業を継続しており、市民活動応援補助金が市民活動団体の自立に一定の効果があることを確認できたものの、一部の市民活動団体はコロナ禍に伴い事業を中止していること、事業の継続や発展に向けては他主体との交流・コーディネート支援が求められていることなどの傾向が読み取れた。

こうした状況を踏まえ、市民活動応援補助金については、既存コースを原則継続した上で、市民活動団体が他主体と協働で実施する事業を対象とするコースを創設し、活動の発展に向けた有力な選択肢の一つとしての「協働」を周知するとともに、コーディネート支援と合わせて運用する方向で検討を進めることとした。

次に、提案型協働事業については、市民活動団体の新しい発想や柔軟性、専門性等を行政の事業に取り入れることで、市民参画を進め、市民ニーズに即した公共サービスを提供するための大変重要な制度であるが、近年は実施件数が非常に少ない状態が続いている。また、実際に制度を活用した市民活動団体からは、自身が単独で実施していた時に比べ、行政の事業として高いレベルを求められることが負担につながっていた、という声も聞かれている。

これらのこと踏まえ、熱意のある市民活動団体がスムーズに行政との協働にも発展できるよう、市民活動応援補助金と提案型協働事業の中間的なコースを創設し、さらに補助金と協働事業を合わせた一つの制度としてすることで、市民活動団体がそのミッションを達成するためには、単独での活動だけではなく、「行政との協働」という選択肢もある、ということを周知できる制度として、検討を進めることとした。

(2) 新制度【(仮称) 小田原市市民活動・協働応援制度】の概要※制度やコースの名称は全て仮称

①「市民タイプアップコース」の創設

複数の市民活動団体等が協働するコースを創設するとともに、申し込みにあたって協働に係る助言を行う支援窓口を設置する。なお、支援窓口は市民活動応援補助金の相談受付等を行っており、多様な主体とのネットワークを有するUME COが担うことが望ましい。

②「市民×行政コラボアップコース」の創設

補助金の対応として、より気軽に市民活動団体が行政と協働するコースを創設する。また、募集時には行政の課題感を伝えるために「参考キーワード」を提示する。なお、本コースについては行政を協働のパートナーとすることから特に高い公益性を有する事業のみが対象となるため、補助率を高く設定することが望ましい。

③そのほかの変更点等

スタートアップコースについては、事業開始時の資金支援の重要性に鑑み、申請要件を緩和し、「開始から1年以内の事業」のみ対象としていたところを「設立から3年以内の市民活動団体が実施する事業」も対象とする。**ただし、この年数の要件については、公平性の観点から正確に適否を判断すべきことに留意する必要がある。**また、協働に係る2つのコースが追加されることから、**新しく活動を始めた市民活動団体が気軽に申請できるように配慮した、新たなチャレンジを尊重する制度とする**ことが望ましい。

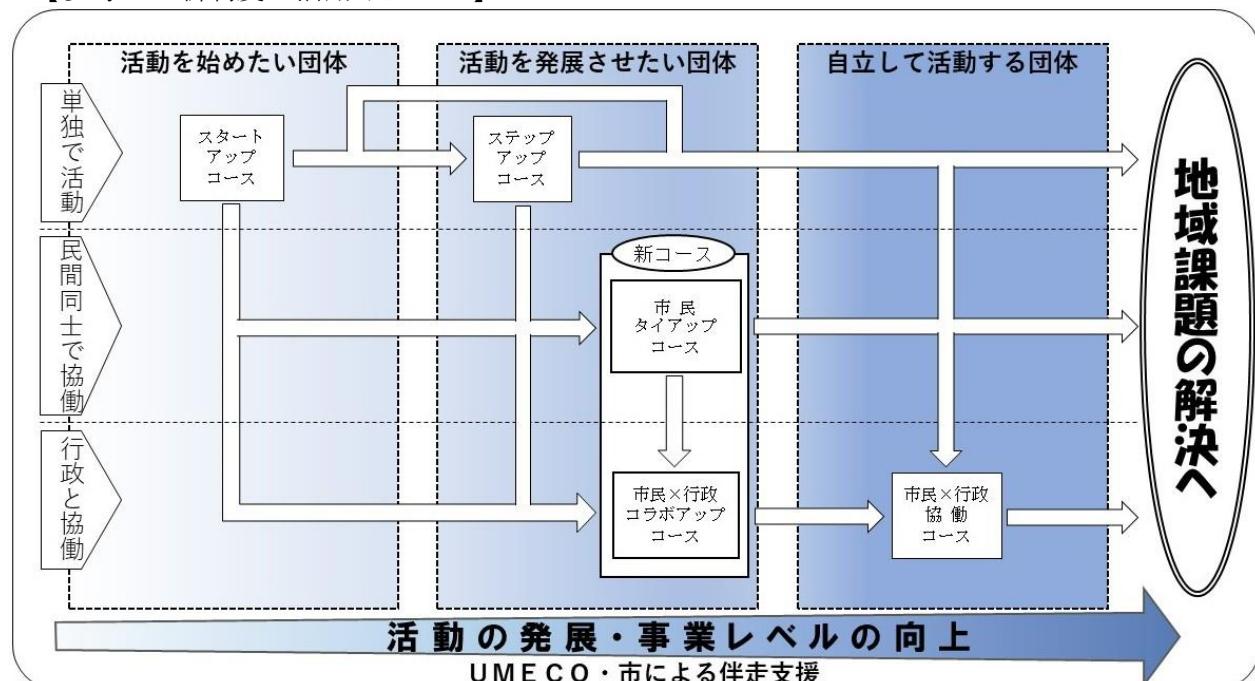
また、ステップアップコースについては、申請の少ないプランBは統合し、プランA相当のものとする。なお、現状でプランBを活用している市民活動団体に配慮し、当面の間は経過措置を講じることが望ましい。

さらに、提案型協働事業の内容については、市民提案型、行政提案型を一本化した上で、「市民×行政協働コース」として他コースと一体的にPRする。また、行政の課題感を表す「事業テーマ」については、引き続き提示した上で募集する。

【参考1：制度の比較】

現行制度	市民活動応援補助金			提案型協働事業	
	コース	スタートアップ	ステップアップ	市民提案型	行政提案型
		プランA	プランB		
	対象	市民活動団体（単独）			市民活動団体と行政
	回数	1団体1回	1事業3回	1事業3回	
	上限額	10万円	20万円	30万円	100万円（目安）
	補助率	100%	70%	50%	※負担金等
				統合	
				創設	
					創設
					市民×行政 協働
新制度	コース	スタートアップ	ステップアップ	市民タイアップ	市民×行政 コラボアップ
	対象	市民活動団体（単独）		市民活動団体 地域、事業者等	市民活動団体と行政
	回数	1団体1回	1事業3回	1団体3回	新規事業
	上限額	10万円	20万円	30万円	主に発展事業
	補助率	100%	70%	70%	90%
	制度名	(仮称) 市民活動・協働応援制度			

【参考2：新制度の活用イメージ】



おわりに

諮問を受けて2年間、「協働事業のガイドラインの改定」と「市民活動支援制度の拡充」について検討を重ねてきた。これらは言わば協働を推進する土台であり、今後はこれらを活用し、いかに市民に「協働によってできることが増えること」「協働にメリットがあること」を伝え、意識付けとサポートを行っていくかが肝要である。

そのためには、協働事業のガイドラインにおいては、手に取って読んでもらいやすいように概要版を作成したり、**市民活動団体、地域、事業者等**の様々な立場の市民が参加し、**協働について学び、交流する研修会を開催したりすること等**が考えられる。特に事業者との連携はこれから大いに発展する余地があると見込まれ、UME COの知見も活用しながら、一層の施策展開を期待する。

新たな市民活動支援制度においては、一見すると各コースが複雑に区分されていることから、説明会を開催したり分かりやすい募集要項作成に努めたりするとともに、**制度を利用した市民活動団体や事業者等の意見を踏まえながら随時振り返りを行い、制度のブラッシュアップに努める必要がある。**

本答申が、小田原市民の協働の促進、市民活動のさらなる推進のきっかけとなり、ひいては地域課題の解決の一助となることを望む。

資料 1 小田原市市民活動応援補助金交付事業等に関する調査票

小田原市市民活動応援補助金交付事業等に関する調査票

<調査の目的>

- ・本市では、市民活動団体や企業、自治会など多様な主体との連携による地域課題の解決を促進するため、市民活動を支援する各種施策について検討する中で、市民活動応援補助金のコース設定など、活動財源の支援に関するこのほか、支援体制の充実（情報提供、相談援助、コーディネートなど）についても検討しています。
- ・この検討の参考にしたいため、直近5年間に市民活動応援補助金の交付を受けた団体への調査を行います。

団体の名称		ご回答者名
メールアドレス		電話番号

該当する番号に○印、または、該当箇所に記入してください。

市民活動応援補助金交付事業の終了後（以下「終了後」とします）の活動についてお尋ねします。

（現在、市民活動応援補助金の交付を受けている団体は、終了したと仮定して見込みをお答えください。）

Q 1 すべての団体にお尋ねします。

終了後も、同様の事業（または発展させた事業）を実施していますか。（1つ選択）

- ① 現在も実施している
- ② 以前は実施していたが現在は実施していない
- ③ 実施していない

Q 2 Q 1で「① 現在も実施している」と回答した団体にお尋ねします。

終了後も、同様の事業を実施するために、どのような方法で資金を確保していますか。（複数選択可）

- ① 物品販売やサービス提供により対価を得るなど、収益性のある事業を実施している
- ② 寄附金や協賛金など、金銭面での支援を受けている（補助金を除く）
- ③ 他の補助金を活用している（補助金名：）
- ④ 物品や会場の無償提供など、金銭面以外での支援を受けている
- ⑤ 事業規模の縮小などにより、経費を削減している
- ⑥ その他（具体的に：）

Q 3 Q 1で「② 以前は実施していたが現在は実施していない」・「③ 実施していない」と回答した団体にお尋ねします。

実施していない理由は、どのようなものですか。（複数選択可）

- ① 事業を実施するための資金が不足しているため
- ② 事業を実施するための人材が不足しているため
- ③ 一時的な事業として実施したものであり、継続する考えがなかったため
- ④ 団体の活動方針を変更し、現在は他の事業を実施しているため
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響で、実施できなくなったため
- ⑥ その他（具体的に：）

Q 4 すべての団体にお尋ねします。

終了後も、団体が事業を継続・発展させるために、どのような支援（補助金を除く）があると思いますか。（複数選択可）

- ① 活動資金や人材の確保に関する研修、情報提供
- ② 協力し合える団体・企業・地域等との交流、コーディネート
- ③ その他（具体的に：）

市民活動団体が、多様な主体（※）と連携することについてお尋ねします。

※多様な主体…市民活動団体、企業・商店・工務店などの事業者、農林水産業従事者、福祉施設、学校、幼稚園、保育園、P T A組織、自治会、まちづくり委員会、地区公民館、寺社、行政、社会福祉協議会など

Q 5 すべての団体にお尋ねします。

他の主体と協力して活動した経験がありますか。 (1つ選択)

例) 他の主体と一緒に企画して事業を実施する、他の主体の活動に協力する、他の主体から寄附、協賛、ボランティア、物品や会場の提供などの協力を得る

- ① ある
- ② ない

Q 6 Q 5で「①ある」と回答した団体にお尋ねします。

協力の相手と内容をお答えください。 (自由記載)

Q 7 すべての団体にお尋ねします。

どのようなきっかけやメリットがあれば、他の主体と連携・協働したいと思いますか。 (自由記載)

Q 8 すべての団体にお尋ねします。

市民活動団体と多様な主体との連携の促進に向けて、市やUME C Oに何を望みますか。 (自由記載)

調査にご協力いただき、ありがとうございました。

皆様からいただいたご回答は、公表を予定していますが、個別の団体名や回答者名が特定されることはできません。また、市民活動団体を支援する「おだわら市民交流センター」と情報共有させていただくことがありますので、ご了承ください。

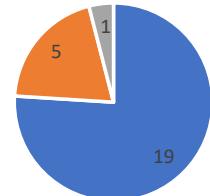
資料2 小田原市市民活動応援補助金交付事業等に関する調査結果

- 1 実施時期：令和4年3月22日（月）～4月15日（金）
- 2 調査票送付対象：直近5年間で小田原市市民活動応援補助金を活用された30団体
※現在活用中の団体含む
- 3 回答数：25団体（回答率83.3%）

Q1 すべての団体にお尋ねします。終了後も同様の事業（または発展させた事業）を実施していますか。

（1つ選択）

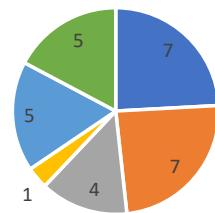
①現在も実施している	19
②以前は実施していたが現在は実施していない	5
③実施していない	1



■ 1 ■ 2 ■ 3

Q2 Q1で「①現在も実施している」と回答した団体にお尋ねします。終了後も、同様の事業を実施するために、どのような方法で資金を確保していますか。（複数選択可）

①物品販売やサービス提供により対価を得るなど、収益性のある事業を実施している	7
②寄附金や協賛金など金銭面での支援を受けている（補助金を除く）	7
③他の補助金を活用している（補助金名：）	4
④物品や会場の無償提供など金銭面以外での支援を受けている	1
⑤事業規模の縮小などにより経費を削減している	5
⑥その他（具体的に：）	5



■ 1 ■ 2 ■ 3 ■ 4 ■ 5 ■ 6

Q2-③ 補助金名

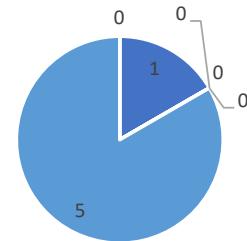
- ・環境関連団体の助成金
- ・市社会福祉協議会のボランティア等活動団体経費助成金
- ・民間の子ども食堂補助金等

Q2-⑥ その他

- ・クラブ員からの会費増額
- ・会員から年会費（1口1000円、1口以上）の徴収
- ・会費収入内での活動にとどめている
- ・クラウドファンディングを視野に入れている
- ・会員からの年会費等。
- ・特になし

Q3 Q1で「②以前は実施していたが現在は実施していない」・「③実施していない」と回答した団体にお尋ねします。実施していない理由は、どのようなものですか（複数選択可）

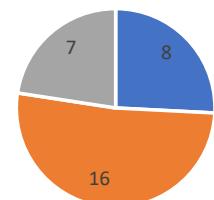
①事業を実施するための資金が不足しているため	1
②事業を実施するための人材が不足しているため	0
③一時的な事業として実施したものであり、継続する考えがなかったため	0
④団体の活動方針を変更し、現在は他の事業を実施しているため	0
⑤新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなくなったため	5
⑥その他（具体的に：）	0



Q3-⑥ その他

Q4 すべての団体にお尋ねします。終了後も、団体が事業を継続・発展させるために、どのような支援（補助金を除く）があるとよいですか。（複数選択可）

①活動資金や人材確保に関する研修、情報提供	8
②協力し合える団体・企業・地域等との交流・コーディネート	16
③その他（具体的に：）	7



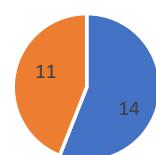
■ 1 ■ 2 ■ 3

Q4-③ その他

- ・特になし
- ・防災講話実施機会の支援（特に自治会への奨励）
- ・自助、公助をメインとする・公的な寄附金制度があると良い。例えば、活動を紹介するサイトを作り、寄附金を募る仕組みを作る。企業や個人名を掲載するなど。
- ・地域のニーズはあるため事業の継続（再開）を検討しているが、新型コロナウイルス感染症の動向に影響を受ける。
- ・大人の会員からの年会費で活動資金を維持するのは簡単ではないため、活動補助金の受給回数制限の解除・緩和。青少年が集いその中で活動を紹介できる場の創出。

Q5 すべての団体にお尋ねします。他の主体と協力して活動した経験がありますか。（1つ選択）

①ある	14
②ない	11



■ 1 ■ 2

Q6 Q5で「①ある」と回答した団体にお尋ねします。協力の相手と内容をお答えください。（自由記載）

- ・子育て支援団体、体験教室の実施
- ・子育て支援団体と就学前児童と親への防災講座等を実施
- ・A大学（ミカン農園再生で連携）、B大学（野外活動の受入れ）、商工団体（冊子作製受託、イベント撮影）、福祉団体（有償福祉運送サービスの一部受託）、市外観光団体（物販施設へのミカン納入）
- ・保健福祉事務所（会場の無償提供）
- ・子育て支援団体のイベントで鉄道模型を運転
- ・企業や個人活動家とコラボした子育てに関係したワークショップの開催
- ・NPO団体
- ・森林団体の職員に間伐率の指導をしていただいたこと。今後もいろいろな指導を受け、交流を深めたい。鳥獣被害対策センターに集落環境調査のご指導をいただいたこと。
- ・市民活動団体→メダカを守ることは田んぼを守らなければならないので、休耕田を耕作する団体。そして、その米を販売する団体との協働の活動。企業→環境保全に共感してくれヒト、カネを支援してくれている事業者との協働の活動など。
- ・地元企業や団体、協賛、出店など。
- ・地元で慈善活動を行う団体
- ・地元のお店及び上場企業（ただし令和4年度から）。
- ・農業関係団体の青壮年部と地元小学校の玉ねぎ栽培授業の圃場作りと植え付け、収穫の指導
- ・環境分野の団体が企画したUMECOでのアクティブサロンに協力して活動した。

Q7 すべての団体にお尋ねします。どのようなきっかけやメリットがあれば、他の主体と連携・協働したいと思いますか。（自由記載）

- ・スポーツを通じた子どもの健全育成の依頼があれば協力することはやぶさかではない。
- ・防災啓発活動機会の増加と効果の向上・会員に適した活動の場の拡大（有償・無償）
- ・情報収集
- ・子どもだけではなくお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんも一緒に楽しめる企画が作れる団体さんと連携できるといいなと思います。
- ・人的資産
- ・他の主体の協働すればイベント参加者が増えそうな場合・定期的な活動内容、成果の発表会の開催。
- ・方向性が同じであるか否か
- ・分からぬ
- ・活動目標が共有できる。
- ・具体的なことが今は思いつきません。
- ・情報発信の場の提供、また娛樂発信などの連携・協働を行いたいです。
- ・活動内容が類似しているような団体と話し合いの場を。機会が欲しい。具体的には、UMECO等が似ている活動内容の団体をセッティングする。
- ・作業や調査のスキルアップになること。
- ・今後も他の団体、組織等と積極的に連携・協働をしていきたいと考えています（過去にも実績あり）。
- ・メリット云々に関わらず、他の団体と協力しあって、よりよい地域作りができたらと思っています。
- ・今は、他団体と協力しても実働メンバーが少なくメリットを感じない。人材としてはオンライン技術は知識を持っている人と出会いたい。連携としては、学校や幼稚園等で活動の場を広げたい。
- ・同じような志や悩みを持っていてその解決に取り組んでいける。
- ・他の主体の青少年への当会の紹介ができる場合（青少年のためになる授業を行っているので、広く知ってもらうため）。
- ・不要
- ・他団体と交流する機会や活動を通じて自分たちだけでは出来ない学習・体験ができること。
- ・申請や活用が面倒ではない構造の活動分野別マッチング制度があると良い。
- ・現在行っている間伐作業で切り出された間伐材を有効利用してくれる多様な主体があれば、連携・協働したい。

Q8 すべての団体にお尋ねします。市民活動団体と多様な主体との連携の促進に向けて、市やUMECOに何を望みますか。（自由記載）

- ・スポーツを通じた子どもの健全育成に対する行政所管課の理解
- ・交流機会の拡大
- ・他団体で必要とする人材情報の提供
- ・情報提供
- ・「こういう企画があって一緒にできる団体を募集しています」のような掲示板がネットでほしい。
- ・応募団体や組織の活動は比較的実行がしやすいものや手が掛かるものなど色々あるので、画一的でない、活動に応じた支援や助言があるといい。
- ・マッチングです
- ・定期的な発表会の開催、交流会の開催。
- ・市には、なかなか改善されない縦割り体質の打破を望みます。
- ・さまざまな交流会があれば参加したい。
- ・イベント開催時の借用場所経費削減、周知チラシ配布などの協力、後援、協賛のご協力。また、活動のご相談やコメント、評価も頂けると、活動の気付きにも繋がり有難いです。他活動団体の交流会開催なども望みます。
- ・活動内容が類似しているような団体と話し合いの場を。機会が欲しい。具体的には、UMECO等が似ている活動内容の団体をセッティングする。
- ・作業現場を提供していただけのこと。茶菓子や昼食を提供していただける所。近隣の市町村との連携。
- ・市に対して→SDGsの実現に至るためには、環境行政のパワーアップが必要。環境あっての経済発展という理解をあらためて。特に、農業、林業の一時産業への財政支援は急務。UMECOに対して→多くの市民活動団体の「声」を「つないでいく」コーディネート能力の更なるパワーアップを望みます。プロデューサーが必要です。
- ・イベントの告知や広報への協力（例：デジタルサイネージの活用）
- ・団体同士の横のつながり作り、研修や講習のあとアフターフォロー
- ・コーディネーターの設置
- ・情報の共有
- ・青少年が幅広く集い、その中で活動を紹介できる場の創出。
産・学・官とのコラボレーション。協働担当課との対話集会。
- ・団体の紹介、情報提供
- ・掲示板的な仕組み
- ・現在サポートしていただいている地域センターとして活動していらっしゃる方の活躍で、連携が促進し始めている。ますます今後もつなげてほしい。そして市民活動団体の連携をはかっていきたい。

資料3 事例研究

検討にあたり、岩手県一関市及び宮城県仙台市における市民活動団体と多様な主体との連携に係る取組事例を研究した。（令和4年5月の視察時点の情報）

1 岩手県一関市

(1) 一関市協働推進ホームページ「輪っしょい！WEB」

①概要

従来においては、市ホームページ内において「協働のまちづくり」に係る情報を掲載してきたが、より一層の推進を図るため、協働に係る情報を専門に取り扱う独自のページとして、平成26年3月に開設した。



(一関市協働推進ホームページのトップページ)

②成果・課題

協働に特化したホームページの開設により、情報発信の基盤ができたことで、市内で取り組まれている協働の事例紹介、支援制度の周知が行いやすくなった。反面、掲載情報に係る情報収集や更新作業が事務局にとって負担となっている。

(2) いちのせき市民活動センター

①概要

公設民営の施設で、「いちのせき市民活動センター」と「せんまやサテライト」の2拠点を有し、事業受託者である特定非営利活動法人レスパイトハウス・ハンズが運営している。また、地区担当制を採用し、地域と市民活動団体の両方に支援を行っているほか、行政のワークショップのファシリテーターも委託業務の中で対応している。

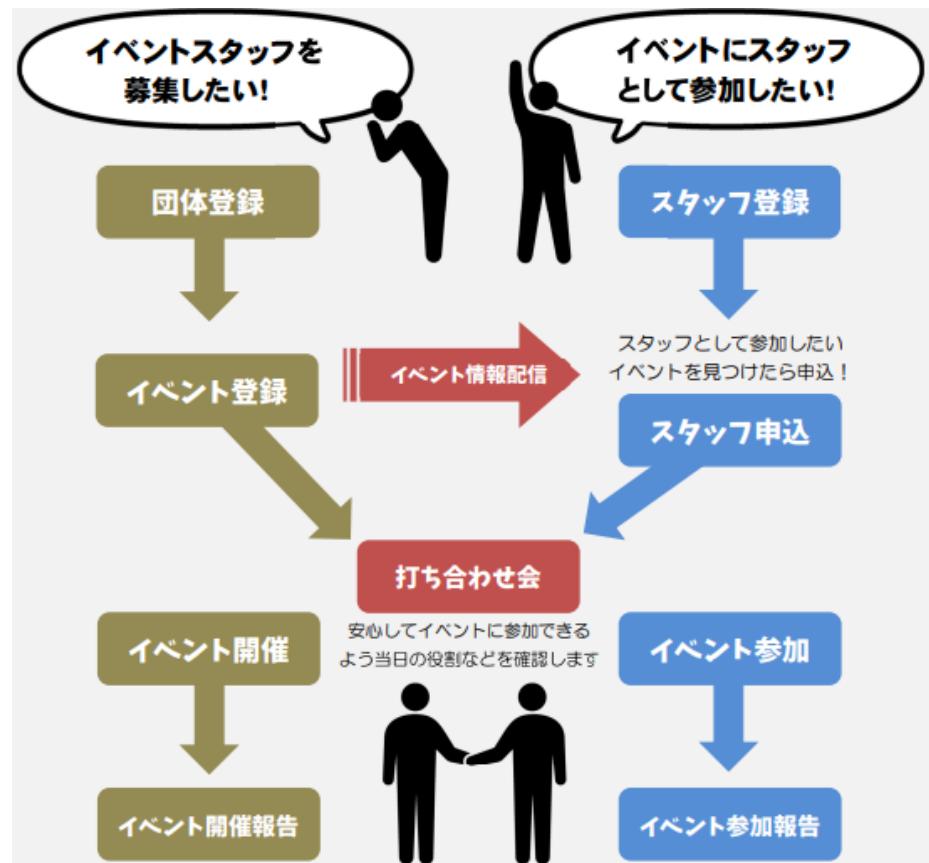
②実施事業（抜粋）

【情報誌「i d e a (イデア)】

月刊情報誌で、地域、団体、企業などへの取材を基に編集・発行している。発行を通じ、取材対象等の各主体とのネットワークづくりが進んでおり、スムーズな活動支援につながっている。

【市民活動スタッフバンク「イマカラ」】

人材不足の市民活動団体と、ボランティア活動がしたい市民をマッチングする人材バンクで、平成 29 年から運用を開始し、登録スタッフは 20 人程度である。また、単純な人材派遣ではなく、ボランティア活動希望者の自己実現の一助となるよう、意識して運営している。(地域のイベントは利用対象外)



(一関市提供資料より)

【いのせき市民活動促進会議インアーチ】

市内の市民活動団体のネットワークで、センターが事務局を務める。相互の理解を深めるため、市民活動団体や個人が他団体を訪問する「インアーチ参観日」等を実施しているほか、本枠組みの中で市社協と連携し、災害時に協力する協定を結んでいる。

③成果・課題

地域コミュニティの影響力が強い地域特性から、地区担当制による支援が有効に機能している。今後は、自主講座やファシリテーター業務による収入増を検討する。

(3) 地域おこし事業費補助金

一関市の協働は、協働の主体である市民組織、企業、行政がお互いの立場を尊重し、公共的、公益的な活動を継続的な話し合いと合意により、協力して行動することとしており、これに基づき、任意団体、N P O 法人等への財政的支援制度を運用している。

申請 1 年目	対象経費の 3 分の 2 以内の額 (上限 40 万円)
申請 2 年目	対象経費の 2 分の 1 以内の額 (上限 40 万円)
申請 3 年目	対象経費の 3 分の 1 以内の額 (上限 40 万円)

2 宮城県仙台市

(1) 協働まちづくりの手引き・協働まちづくりの実践

①概要

東日本大震災をきっかけに協働の必要性が認識されたことから、平成27年に「協働によるまちづくりの推進に関する条例」が施行された。同条例に基づく「協働まちづくり推進委員会」において、従来の市民活動団体と行政の協働に係る手引きである「仙台協働本」改定の要請があり、多様な主体の参加による協働のまちづくりを推進し、まちづくりの担い手の裾野を広げていくため、協働の考え方や進め方をまとめた「協働まちづくりの手引き」（以下、「手引き」という）と、協働により行われている取組を紹介する事例集「協働まちづくりの実践」（以下、「実践」という）を作成した。

②スケジュール等

年 月	手引き	実 践
平成28年 12月～	企画・骨子作成	企画・骨子作成・取材先選定
平成29年 6月～		取材交渉
7月～	改訂作業（加筆・修正）	取材・執筆
10月～		デザイン・編集
平成30年 1月～	校正・印刷	校正・印刷
3月	発行	発行

③作成に関わった主体・役割分担

「手引き」については、市担当所管と協働まちづくり推進委員会において、従来の「仙台協働本」を時点修正する形で検討を進めた。「実践」については多くの主体が作成に関わっており、行政からはNPO留学生（市職員がNPOを体験する取組）、仙台ミラソン（若手職員の異業種交流プログラム）、協働事業関係課が、市民からは協働まちづくり推進委員会委員、市民活動サポートセンター職員、市民ライター養成講座受講者等が参加するとともに、デザインから印刷までは一般社団法人に委託した。

④成果・課題

協働の範囲を広げた「手引き」、非常に多くの事例を紹介する「実践」により、NPOと行政だけでなく多様な主体間の協働について、関係者の理解が進んだ。一方で継続的にPRに取り組む必要があること、事例集の内容が古くなってしまうことが課題であり、リーフレット作成やホームページにおける事例の紹介により対応している。

(2) 仙台市協働ナビ「できるよ！仙台」

①概要

協働のプラットフォームづくりを目的として、平成31年3月に開設した。事例紹介が特に充実しているほか、更新情報は専用のツイッターでPRしている。支援制度や施設情報については、庁内照会等により定期的に更新を行っている。

②成果・課題

「協働」について知りたい人にとって、情報が一か所に集約されており役立つものとなっている。一方で、市関係所管の認知度が低く最新の支援情報が集まりにくいこと、協働事例の収集が難しいことが課題である。



(仙台市協働ナビトップページ)

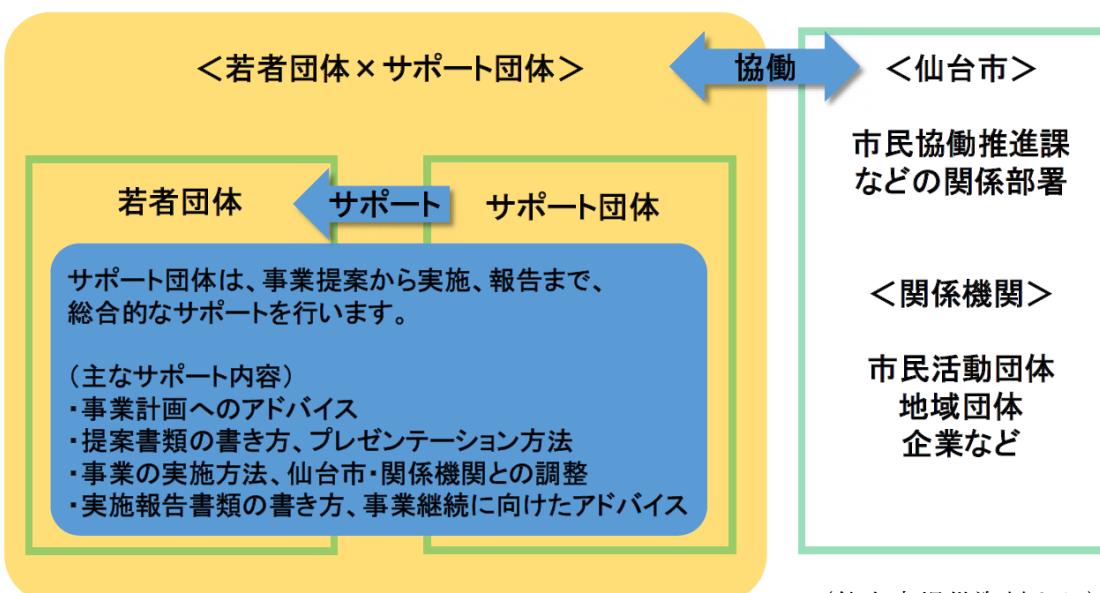
(3) 若者版・市民協働事業提案制度

①概要

通常の市民協働事業提案制度では敷居が高く、応募できないN P O向けの制度として令和3年度実施分から募集を開始した。令和4年度実施事業分から、「ユースチャレンジ！コラボプロジェクト」に改称した。

市内に活動拠点を有する又は市内を活動地域としており、構成員が18歳～30歳代で3名以上である等の要件を満たす団体を対象に、サポート団体の支援を受けながら、市関係部署や関係機関と協働するもので、1事業30万円を限度に負担金を交付する。

■事業実施体制のイメージ図



(仙台市提供資料より)

②スケジュール（令和4年度実施事業分）

年 月	内 容
令和4年4月	サポート団体との委託契約締結
4月25日～11月30日	事業募集期間
応募翌月の中旬（例：5月末までの応募⇒6月中旬）	プレゼンテーション審査
審査の翌月（例：6月中旬の審査⇒7月1日）	事業期間開始
令和5年2月28日	事業期間終了
3月15日まで	実施報告書類提出
3月下旬	事業成果の発信（報告会等）

③成果・課題

令和3年度は、サポート団体の声かけにより2件の応募があり、いずれも採択された。サポート団体による手厚い伴走支援が行われ、実施団体はいずれも活動を継続する意向であり、まちづくり活動の担い手となる若者の発掘・育成に一定寄与した。

一方で、サポート団体の声かけにより応募に至っていることから、制度の周知が不十分である可能性がある。

（4）地域づくりパートナーシッププロジェクト推進助成事業

①概要

従来の「協働まちづくり推進助成」の課題（地域づくりの段階・協働の段階に応じた支援、多様な協働の形の促進、地域課題解決の取組の自立性・継続性）を踏まえて変更・拡充するとともに、「郊外住宅地・西部地区まちづくりプロジェクト補助金」の趣旨を継承した助成制度として、令和3年度実施事業分から開始した。

②助成内容

	課題調査検証助成	協働実践助成	ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成
概要	課題解決の取組を始める前の段階への助成	複数の団体が協働して行う課題解決の取組への助成	事業者と地域団体が協働し民間事業の手法等を活用して行う取組への助成
助成額	上限50万円	上限150万円	上限300万円
助成率・対象経費	事業に直接必要な経費に対して9割の助成	事業に直接必要な経費に対して9割の助成	事業に直接必要な経費に対して9割の助成（一部を除く）
事業期間	1年度	1年度（新規の場合、審査により最大2年度）	1年度（新規の場合、審査により最大2年度）
対象となる団体	要件を満たす団体であれば幅広く対象 例）町内会、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、企業、任意団体		
申請団体の組合せ	1団体のみで申請可	2団体以上での申請が必要（組合せは自由）	事業者と地域団体での申請が必要
事業を行うフィールド	市内全域～単位町内会レベルの小さな範囲まで幅広く対象	市内全域～単位町内会レベルの小さな範囲まで幅広く対象	概ね小・中学校区または連合町内会の範囲内が対象（市内全域、区内全域の事業は対象外）

③スケジュール（令和4年度実施事業分）

年 月	内 容
令和4年3月22日～4月21日	事前相談（必須）
4月25日	申請締切
5月中旬	審査会（プレゼンテーション）
5月下旬	助成候補事業の決定
5月末～6月	交付申請・交付決定
6月～	事業開始
11月	中間報告
令和5年3月末	実績報告
7月	事業報告会

④成果・課題

名 称	交付件数	
	令和3年度	令和4年度
課題調査検証助成	5件	2件
協働実践助成	2件	4件
ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成	0件	2件

「課題調査検証助成」「協働実践助成」はある程度の実績ができつつあるものの、「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」は申請が少ない状況であるため、分かりやすい名称への変更、対象事業の例示の充実など、工夫に努める。

（5）仙台市市民活動サポートセンター

平成11年4月の市民公益活動の促進に関する条例施行後、同年6月に開館した。条例の施行や施設リニューアルを経て、従来の「市民活動の拠点」から「協働の拠点」となった。公設民営で指定管理者制度を導入しており、特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンターが運営している。

1階は市民活動に係る情報サロン、2階は指定管理者の事務室、3階以上は有料の研修室や無料のフリースペース等となっている。

事業としては、市民活動や協働の取組の展示やシンポジウム、交流会などを集めたイベント「マチノワ」を毎年開催しているほか、市民活動サポートセンター通信「ぱれっと」を発行するなどしている。「ぱれっと」の発行のために取材したことは、協働まちづくりの実践を発行する際の事例収集にも役立った。

[参考：各市の状況の比較（令和5年3月現在）]

	一関市	仙台市	小田原市
人 口	108,587人	1,097,563人	186,922人
登録団体数	104団体※ ¹	—※ ²	405団体
NPO法人数	29法人	385法人	81法人

※1…任意団体のみ　※2…登録制度なし

II. その他の検討事項

①中間支援組織に期待される役割について

UME COは、「つながる」を基本コンセプトに掲げ、「誰でも気軽に つながりを生み出すきっかけの場」、「シェアしながら それぞれの思いがつながる行動の場」、「地域の課題を解決する 行動を社会貢献につなげる実現の場」となることを目指しており、中間支援組織としての6つの機能（拠点機能、相談・支援機能、協働支援機能、学習・体験機能、交流・コーディネート機能、情報の集約・発信機能）を有している。

UME COがその重要な役割を十分に果たせるよう、委員会では随時、指定管理者から各種事業や利用の状況について報告を受けて意見交換を行うとともに、上記コンセプトや中間支援機能を評価項目とした第三者評価を行った。

令和3年度の評価では、コロナ禍という時勢に応じたイベントの分散開催等の柔軟な事業実施を評価するとともに、withコロナを見据えた市民活動団体のニーズ把握及び専門的な支援策の実施等について言及した。

令和4年度の評価では、**(評価実施後に記載)**

今後は、**(UME COに期待することを、評価実施後に記載)**

②市民活動応援補助金の運営面について

市民活動応援補助金については、事前相談や申請受付を担うUME COの協力を得ながら、より市民活動団体のサポートに資する制度となるよう、スタートアップコースにおける事前受付の強化、応募の手引きにおける記載例の充実を図った。

また、本補助金を活用しようとする市民活動団体のレベルアップに向けたサポートを強化したり、審査の上で必要な情報を委員会が把握したりしやすいよう、今後検討すべき事項について次のとおり提案する。

- ▶ スタートアップコースとしての要件を備えているか、公金の使途として利益相反の疑義のない内容になっているかなど、特に申請を検討する市民活動団体が気付きにくいポイントに留意し、申請受付時の**サポートを強化する**。
- ▶ 第一次審査（書類審査）において生じた疑義はあらかじめ申請団体に通知し、第二次審査（公開プレゼンテーション）において確実に解消を図る。
- ▶ 申請書の記載方法やプレゼンテーションの発表方法について、申請を検討する市民活動団体に対して**広く研修の機会を提供する**。

③市民活動団体支援事業に係る情報発信について

市民提案型協働事業について、より多くの市民活動団体に情報を届けられるよう、概要版の手引きを作成し、周知に活用した。

また、提案型協働事業・市民活動応援補助金交付事業報告会については、新しい生活様式に即した開催方法（会場とオンラインのハイブリッド開催、オンライン会議システムの事前レクチャー等）を検討し実践した。

おわりに

第10期委員会では、本報告書で記したように、諮問事項である「市民活動団体の多様な主体との連携の促進について」をはじめ、その他の検討事項として、中間支援組織に期待されること、市民活動応援補助金の運用等について議論を重ねてきた。

「市民活動団体の多様な主体との連携の促進について」では、「協働事業のガイドラインの改定」「市民活動支援制度の拡充」の2点に重点を置いて検討を進め、いずれも具体的な提言を行った。これらのガイドライン等が、市およびUMECOによる、市民へのいっそうの協働に係る周知や意識付け、コーディネート等の支援に役立てられることを期待する。

その他の検討事項については、現状のUMECOの評価に鑑み、**(令和4年度の第三者評価を踏まえ記載)**といったことが中間支援組織に期待されていることを指摘した。また、市民活動応援補助金の運用面については受付・相談体制の強化を中心とした提案を行い、市民活動団体支援事業に係る情報発信についてはより効果的なPRに向けた取組に言及した。

本報告書において示された議論の結果が、本市における市民活動の発展に寄与することを通じ、「世界が憧れるまち“小田原”」の実現の一助となることを願う。

最後に、本報告書の作成にあたり、意見聴取やアンケート調査、事例収集にご協力いただいた市民活動団体、地域及び事業者の皆様にお礼申し上げる。また、快く視察に応じてくださった一関市まちづくり推進部まちづくり推進課及びいちのせき市民活動センターの皆様、仙台市市民局市民活躍推進部市民協働推進課及び仙台市市民活動サポートセンターの皆様に感謝の意を表したい。

— 資 料 編 —

■市民活動登録団体

(1) 登録団体数の推移（各年度末の団体数）

年 度	団体数	登録先
H19	359	おだわら市民活動サポートセンター (平成 27 年 11 月 28 日廃止)
H20	370	
H21	386	
H22	392	
H23	399	
H24	408	
H25	438	
H26	443	
H27	449 [※]	
	346	
H28	396	おだわら市民交流センターUME CO (平成 27 年 11 月 28 日開設)
H29	415	
H30	391	
R1	409	
R2	394	
R3	397	
R4	405	

※平成 27 年 11 月 27 日時点における登録団体数

(2) 分野別登録団体数 上位 5 分野（令和 4 年度）

分 野	団体数	割 合
1 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	152	37.5%
2 社会教育の推進を図る活動	69	17.0%
3 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	48	11.9%
4 子どもの健全育成を図る活動	41	10.1%
5 環境の保全を図る活動	20	4.9%

※おだわら市民交流センターUME CO の登録分野は、特定非営利活動促進法の区分に準じている。

■小田原市市民活動応援補助金

(1) 制度概要

市民活動団体が行う公益性の高い事業に対する財政的支援として、小田原市市民活動応援補助金を交付する。

(令和2年度実施事業分より、UME COにおいて相談・受付等の事務を担当)

(平成16年度実施事業分から開始、ステップアップコースプランAは平成24年度実施事業分から新設)

種類	スタートアップコース	ステップアップコース	
補助回数	同一団体では1回限り (交付実績のある団体は対象外)	同一事業3回まで	
補助金額	総事業費※で 10万円を上限	プランA	プランB
		総事業費※の70%以下で 20万円を上限	総事業費※の50%以下で 30万円を上限
※事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額			

(2) 応募・交付実績

年 度	応募件数			交付件数等				
	スタート アップ	ステップアップ		計	スタート アップ	ステップアップ		計
		A	B			A	B	
H16	15件	—	29件	44件	7件	—	9件	16件 2,391千円
H17	16件	—	14件	30件	8件	—	9件	17件 2,313千円
H18	11件	—	18件	29件	8件	—	8件	16件 1,949千円
H19	8件	—	11件	19件	2件	—	5件	7件 1,017千円
H20	11件	—	8件	19件	7件	—	6件	13件 1,744千円
H21	7件	—	8件	15件	3件	—	6件	9件 1,314千円
H22	13件	—	7件	20件	5件	—	4件	9件 1,088千円
H23	10件	—	13件	23件	4件	—	7件	11件 1,508千円
H24	12件	4件	3件	19件	7件	3件	3件	13件 1,819千円
H25	7件	5件	6件	18件	2件	5件	3件	10件 1,807千円
H26	6件	2件	2件	10件	5件	2件	0件	7件 900千円
H27	5件	7件	4件	16件	2件	3件	4件	9件 1,932千円
H28	7件	3件	1件	11件	5件	3件	1件	9件 1,400千円
H29	11件	12件	2件	25件	3件	7件	1件	11件 2,000千円
H30	5件	11件	2件	18件	4件	8件	1件	13件 2,000千円
R1	4件	6件	2件	12件	2件	5件	2件	9件 1,349千円
R2	10件	10件	0件	20件	5件	7件	0件	12件 1,629千円
R3	9件	8件	1件	18件	3件	6件	1件	10件 1,407千円
R4	2件	6件	2件	10件	1件	6件	2件	9件 1,460千円
R5	10件	5件	2件	17件	5件	4件	1件	10件 1,420千円

※令和5年度の交付金額は、交付決定時の額。

■提案型協働事業

(1) 制度概要

市民活動団体または行政（市）からの提案に基づき、市民活動団体と市が対等の立場で、適切な役割分担により、双方の責任において協働で事業を実施する。

（市民提案型は平成 26 年度、行政提案型は平成 23 年度実施事業分から制度開始）

(2) 実施事業

年度	市民提案型協働事業	行政提案型協働事業
H23	—	①災害救援ボランティア支援 ①リサイクル・リユースフェア開催 ①子育てマップ（びんたっこ）発行
H24	—	②リサイクル・リユースフェア開催 ①落書き消去活動支援
H25	—	②落書き消去活動支援
H26	①安心安全コミュニティ ①外国出身者への日本語指導を中心とする生活支援 ①市民と共に創る障がい者地域交流活動プラザ ①プレイパーク ①駅からガイド ①小田原グリーンプロジェクト	(休止)
H27	②安心安全コミュニティ ②外国出身者への日本語指導を中心とする生活支援 ②市民と共に創る障がい者地域交流活動プラザ ②プレイパーク ②駅からガイド ②小田原グリーンプロジェクト	(休止)
H28	③安心安全コミュニティ ③市民と共に創る障がい者地域交流活動プラザ ③プレイパーク ③駅からガイド ③小田原グリーンプロジェクト	①野良猫対策 ①木造住宅耐震化推奨訪問
H29	①小田原市民会館所蔵美術品の補修・保護	①プロダクティブ・エイジング推進 ②野良猫対策
H30	②小田原市所蔵美術品の保存管理と活用【名称変更】	—
R1	①「メダカ」で気づく（築く）「小田原の豊かな暮らしデザイン」プロジェクト ①高齢期の知っとくいきいき講座（介護予防普及啓発事業） ③小田原市所蔵美術品の保存管理と活用	—
R2	②高齢期の知っとくいきいき講座（介護予防普及啓発事業） ①m a m a j o b サミット ①「小田原くくり罠塾」事業～林道奥地捕獲の試行と捕獲者育成事業～	—
R3	②「小田原くくり罠塾 2021」事業～稜線部捕獲の試行と捕獲体制づくり～【名称変更】	—
R4	③「小田原くくり罠塾 2022」事業～小田原・箱根山地の農林業・生態系を守る捕獲体制づくり～【名称変更】	—
R5	—	—

※○内の数字は、事業の継続年次を表す。

■令和3年度おだわら市民交流センターUMEKO第三者評価

○ 各委員の評価点の平均点（5点満点）

拠点	相談・支援	協働支援	学習・体験	交流	情報発信	男女共同	国際
4.4 (3.9)	3.8 (3.5)	3.9 (3.2)	3.5 (3.2)	3.8 (3.6)	3.6 (3.7)	3.4 (3.0)	3.1 (3.0)

誰でも気軽に	シェアしながら	地域の課題を解決する
3.6 (3.9)	3.6 (3.1)	3.3 (3.4)

※（ ）内は前年度の評価点

I 機能の達成状況

（1）6つの機能

①拠点機能【4.4点】

- 多くの市民に親しみをもって活用されており、コロナ禍にあっても感染症対策を徹底して開館するとともに、常時募集の企画展示、市民活動団体のニーズを踏まえた新たな取組であるアクティブサロン、事業者とのつながりの構築など、活動の場づくりに積極的に取り組んだ。
- 団体登録の更新方法について、市民活動団体にとってより利便性が高いものとなるよう、またUMEKOにとってもより団体を支援しやすいよう、デジタル化、項目の精査等を検討していただきたい。
- 立ち寄りやすい立地を生かすために一般市民の意見を取り入れるなど、個別の団体の活動発表に止まらない企画を期待する。

②相談・支援機能【3.8点】

- 相談業務について、スタッフの対応力の強化、窓口の常時開設等積極的に実施しており、また相談者を市民活動団体に紹介することにより、人材不足の解消にも取り組んでいる。
- 資金面の支援に関し、市民活動応援補助金に係る相談対応を行うとともに、事業視察、成果展示等により支援に努めた。今後は、適切な助成金情報の発信、クラウドファンディングの活用に係る助言や講座等を検討していただきたい。
- 相談しやすい雰囲気や仕組づくりに努め、相談員においてはマニュアル化等による情報の共有や専門性を深めるための施策を検討するなど、人材育成を進めていただきたい。また、相談内容の分析・課題抽出により、新たな事業に発展させる視点を持っていただきたい。

③協働支援機能【3.9点】

- ・コロナ禍で地域や市民活動団体の活動が低迷する時期にHello!UMEKOの更新に注力し、多くの関連団体に配布した。対面での説明、ホームページへの掲載等、より効果的に活用できるように検討していただきたい。
- ・事業者とのつながりを創出できており、今後もUMEKOが地域課題解決の窓口となれるよう、新たな連携先の開拓を含め働きかけを継続していただきたい。
- ・各事業の実施により協働の機会を創出していると考えられる。今後は、多様な主体同士の連携についてより研究を深めるとともに、若い世代に対し、活動への働きかけやベテランとの橋渡し等を積極的に行っていただきたい。

④学習・体験機能【3.5点】

- ・コロナ禍における活動の支援のため、Zoomのレクチャーを行うとともに、対面での講座は避けてインタビュー記事を作成するなど、工夫して柔軟に対応した。
- ・若い世代を担い手として取り込む視点を常に持ち、インターンシップや学生向けの入門講座を継続・発展させていただきたい。
- ・市民活動団体のニーズに沿った講座のほか、団体のレベルアップにつながるものも企画していただきたい。また、将来の活動につながる可能性を考慮し、登録団体以外にも講座等をPRすることが望ましい。

⑤交流・コーディネート機能【3.8点】

- ・各種交流会をオンラインを活用して実施しただけでなく、UMEKO祭りについては2日間に分けて開催する等の工夫により、会場でのイベントも実施することができた。
- ・多様な主体間の連携を着実に促進するため、オンライン交流会、ホームページでの市民活動団体紹介の充実等、さらなる工夫に期待する。
- ・各市民活動団体の発展段階に応じた支援・コーディネートについてより研究を深めるとともに、常に新しい人たちに裾野を広げることを意識し、事業を展開していただきたい。

⑥情報の集約・発信機能【3.6点】

- ・コロナ禍という社会状況を踏まえ、多様な媒体を活用して情報発信に努めた。
- ・若い世代に訴求できる方法、例えば双方向でのやりとりによりニーズの収集が可能なSNSの活用等も検討いただきたい。
- ・各団体と連携をとりながら情報を集約し、課題解決のヒントとなるような情報発信を意識するとともに、デジタル化の観点から、各団体情報のデータベース化、団体ページの拡充等、各種支援策を見直していただきたい。

(2) その他

①男女共同参画【3.4点】

- ・男女共同参画の視点を踏まえた企画展示等に取り組んでおり、若い世代も交え、関連団体間でのさらなる連携に期待する。
- ・全ての主体が前提として認知すべきテーマとして、UME CO独自の事業実施についても検討していただきたい。

②国際交流【3.1点】

- ・国際交流に係る企画展示、行政と連携したPRスペースの設置のほか、日本語教室を主催する登録団体に活動エリアを活用いただいた。日本語教室へのオンライン化の提案等、活動継続のためのさらなる支援を期待する。
- ・市の施策で共生社会が重点項目に掲げられていることを踏まえ、国際交流の推進と日本語を母語としない人たちへの支援の両面から、UME COならではの主体的・積極的な活動を展開していただきたい。

II コンセプトの達成状況

①誰でも気軽に つながりを生み出すきっかけの場【3.6点】

- ・新しい生活様式を踏まえた様々な創意工夫により事業を継続して実施しており、市民活動のきっかけの場を数多く提供した。
- ・withコロナも見据えながら、優先順位を定めて事業に注力していただきたい。
- ・UME COや市民活動のことを知らない層（若い世代、企業、地域等）に興味を持ってもらえるよう、アウトリーチ活動、多種多様な場への広報活動等、ターゲットとそこに至るアプローチ方法に留意しながら事業を実施していただきたい。

②シェアしながら それぞれの思いがつながる行動の場【3.6点】

- ・団体同士の交流について、テーマの工夫とともに、コミュニケーションツールの利便性を生かし、オンラインイベント等も併用し着実に実施しており、登録団体間の横のつながりの保持に努めた。
- ・市民活動団体の発展や連携につながるよう、講座については、団体のマネジメントに資する内容等に加え、会場とオンラインの併用による開催など、withコロナを意識した事業の在り方を検討していただきたい。
- ・NPO法人を含む新しい団体や、市民活動団体以外の主体との連携も必要であり、交流会のテーマやコーディネート方法等工夫をしていただきたい。

③地域の課題を解決する 行動を社会貢献につなげる実現の場【3.3点】

- ・特に事業者との連携を積極的に推進しており、コロナ禍でも無理のないつながりの構築に努めた。
- ・地域の課題解決に向け、中間支援組織としてのUME COには積極的に地域と関わり、市民活動団体の紹介等を行うとともに、地域で得られた情報をもとに事業を企画し、団体への支援につなげられるよう期待する。
- ・多様な主体間の連携を促進するため、幅広い分野の協働事例の収集・発信を行うとともに、職員のスキルアップや外部専門家の活用等により、コーディネート体制の強化に取り組んでいただきたい。
- ・市民活動団体への支援にあたっては、具体的な道筋を立てるために役立つ専門知識の学びの機会を提供したり、より高度な相談に対応できる体制を整えたり、UME COに寄せられた寄附金を有効に活用すること等を検討していただきたい。

III まとめ

新型コロナウイルス感染症の影響が依然として続く中で運営を継続し、市民活動団体の紹介冊子であるHello!UME COの更新、Zoomのレクチャー、UME CO祭りの分散開催、新たな事業者との連携構築等、時勢に応じ柔軟に事業を実施したことを評価する。

今後は、withコロナを見据え、団体のニーズ把握に努めた上で、活動を地域課題の解決につなげられるよう、より専門的な支援策を講じていただきたい。そのためには、地域や事業者との連携、若い世代への働きかけ、デジタル化、職員のスキルアップ等がこれまで以上に重要となると考えられる。

また、令和4年度から活動エリアのレイアウトや運用ルールを変更したことについて、引き続き団体の声を聞きながら、より活動しやすい施設を目指し、改善を続けていただきたい。

■令和4年度おだわら市民交流センターUMEKO第三者評価

○ 各委員の評価点の平均点（5点満点）

拠点	相談・支援	協働支援	学習・体験	交流	情報発信	男女共同	国際

誰でも気軽に	シェアしながら	地域の課題を解決する

※（ ）内は前年度の評価点

I 機能の達成状況

（1）6つの機能

①拠点機能【 点】

②相談・支援機能【 点】

③協働支援機能【 点】

④学習・体験機能【 点】

⑤交流・コーディネート機能【 点】

⑥情報の集約・発信機能【 点】

（2）その他

①男女共同参画【 点】

②国際交流【 点】

II コンセプトの達成状況

①誰でも気軽に つながりを生み出すきっかけの場【 点】

②シェアしながら それぞれの思いがつながる行動の場【 点】

③地域の課題を解決する 行動を社会貢献につなげる実現の場【 点】

III まとめ

審議の経過

回数	開催年月日	主な会議内容
第1回	令和3年7月14日	委嘱状交付 小田原市の市民活動推進に関する取組について 今後の進め方について 提案型協働事業について
第2回	令和3年8月31日	市民活動応援補助金交付事業について 提案型協働事業の審査について 諮問事項について
部会	令和3年10月6日	市民提案型協働事業第二次審査
第3回	令和3年10月14日	おだわら市民交流センターUMECOについて 諮問事項について 提案型協働事業の審査結果について
第4回	令和3年12月23日	諮問事項について 市民活動応援補助金交付事業の審査方法について 提案型協働事業・市民活動応援補助金交付事業報告会について
第5回	令和4年2月14日	市民提案型協働事業の募集について おだわら市民交流センターUMECOについて 諮問事項について 市民活動応援補助金第一次審査
第6回	令和4年3月13日	市民活動応援補助金第二次審査
第7回	令和4年5月23日	提案型協働事業・市民活動応援補助金交付事業報告会について 諮問事項について おだわら市民交流センターUMECO令和3年度事業報告について おだわら市民交流センターUMECO第三者評価について
第8回	令和4年7月3日	提案型協働事業・市民活動応援補助金交付事業報告会
第9回	令和4年7月26日	諮問事項について
第10回	令和4年8月29日	市民活動応援補助金交付事業について 提案型協働事業・市民活動応援補助金交付事業報告会について 諮問事項について

回数	開催年月日	主な会議内容
第 11 回	令和 4 年 10 月 20 日	おだわら市民交流センター UMECO の運営中間報告について 諮問事項について 第 10 期委員会報告書について
第 12 回	令和 4 年 12 月 22 日	市民活動応援補助金交付事業の審査方法について 諮問事項について
第 13 回	令和 5 年 2 月 13 日	市民提案型協働事業の募集について おだわら市民交流センター UMECO について 市民活動応援補助金第一次審査
第 14 回	令和 5 年 3 月 5 日	市民活動応援補助金第二次審査
第 15 回	令和 5 年 5 月 25 日	提案型協働事業・市民活動応援補助金交付事業報告会について おだわら市民交流センター UMECO 令和 4 年度事業報告について おだわら市民交流センター UMECO 第三者評価について 諮問事項について 第 10 期委員会報告書について
第 16 回	令和 5 年 6 月 10 日	提案型協働事業・市民活動応援補助金交付事業報告会

—小田原市市民活動推進委員会

(任期 令和3年7月1日から令和5年6月30日まで)

委員長 前田 成東 (東海大学教授)

副委員長 林田 直子 (一般社団法人 ソーシャルコーディネートかながわ)

委員 渡邊 ちい子 (公募市民)

林 良英 (社会福祉法人 小田原市社会福祉協議会)

山崎 由起子 (新玉地区まちづくり委員会)

吉澤 典高 (さがみ信用金庫) [令和3年11月30日まで]

川口 和善 (さがみ信用金庫) [令和3年12月1日から]

島田 武典 (小田原箱根商工会議所)

山下 龍太郎 (小田原市市民部) [令和4年3月31日まで]

菊地 映江 (小田原市市民部)

[令和4年4月1日から令和5年3月31日まで]

倉橋 亮 (小田原市市民部) [令和5年4月1日から]

(役職・区別別 五十音順)

小田原市市民活動推進委員会

第 10 期委員会報告書

令和 5 年 6 月

〒250-8555

神奈川県小田原市荻窪 300 番地

小田原市市民部地域政策課

Tel:0465-33-1458 Fax:0465-34-3822

e-mail:shimin-k@city.odawara.kanagawa.jp